

議案第 79 号

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例(平成 5 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 57 条」を「第 58 条」に改める。

第 57 条を第 58 条とし、第 56 条の次に次の 1 条を加える。

(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)

第 57 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第

二次試験に合格した者に限る。)

- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 第 1 章から第 11 章 略 第 12 章 雑則(第 53 条—<u>第 58 条</u>) 附則</p> <p>第 1 条から第 56 条 略 <u>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</u></p> <p><u>第 57 条 法第 21 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)</u></p> <p><u>(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)</u>であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</p> <p><u>(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号)第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者</u></p> <p><u>(4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者</u></p> <p><u>第 58 条 略</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p>別表 略</p>	<p>目次 第 1 章から第 11 章 略 第 12 章 雑則(第 53 条—<u>第 57 条</u>) 附則</p> <p>第 1 条から第 56 条 略</p> <p><u>第 57 条 略</u></p> <p>別表 略</p>